

西求ヲ告しヨリサルニ於テリ前ノ如ク台車ヲ施行シ高会社、貿易會
合リテハ大股造、彼方僕組合團体（木屋造形所）、相次造形所、木屋
造形所、神戸桟橋、倉庫社職工等々相呼布シ同僚、筋革草ヲ運行
セニトス。

会社ハ本丸工場体勢ヲ甚表シテニ一本工場所屬職工ニテ主事勤シ
名若一時工場附近ニ集会ニ及シ又直ナニ本津河運河方面に向シ分立成
通勤、一團ト合セリ又分工場所屬職工ニテ住吉二方面コト通勤勤、職
工約五百名、会社門前ニ本津河運河方面コト、男モナシ住吉公園方面ニ
引退シタリ而シテ其一隊約百五十名、隊ヲ組ミ至多町摩御田迄
船所含定方向ニ恭キシガ取締終了後メ解散セシム再ヒ公
園ニ引退セリ、以テ木津川運河ヲ經由シ通勤、職工ハ同度移
ニ至リ体革一揭示シテ始メ不平之色アリ何事か議シラハリノ
本工場職工之事リ会社モノアリ午前十時既數約一千四五百名ニ達

シ往來三木津川岸ニ泊メ並進シ本社及社長、住官前3週半太田橋、
ホテ住吉公園ニ向イテ同行中八日神戸居留者大々々、陰癸表シハ宣
言セリ（大正十年十一月十四日朝參照）ヨコ布シテモアリ
千石ニ至リ、三十人幹部員約三百名、朝日便一千部ニノ事合シ左ノ事項ヲ決議
シテハク午前半時半解散セリ

- (1) 明日、午前七時止ニノ事項スルコト
 - (2) 每朝九時ニ集会合シ冬博ニ拵御スルコト
 - (3) 十日令長金本支給未限之件之ヲ終近シ般職工、西区泉屋町
方一彈擣力半耕附近ニ集会合シ又一反對案有、压迫ヲ受ケシト
ナシ因本島の事務ニシテハシマコト
- 神戸居留者大會、決議ヲ終メシ有知リテ當向之谷草支那之多
更ニ薩摩久留米本工場三年、技师終本件見之面シシ
- (1) 團體交際權、工場側ノ書類スルカ如半工場内一職工ニ限リ之ヲ